

生駒市規則第 2 4 号

給料等の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 6 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則及び技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和 3 2 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 3 号中「短時間勤務職員」の次に「又は生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 9 年 1 2 月生駒市条例第 2 8 号）第 4 条の規定により採用された職員」を加え、「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

第 5 条の 5 第 1 項中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に、「任期付育児短時間勤務算出率」を「任期付短時間勤務算出率」に改める。

第 7 条第 2 号及び第 3 号、第 9 条並びに第 1 9 条の 2 中「任期付育児短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改める。

(技能職員の給与等に関する規則の一部改正)

第 2 条 技能職員の給与等に関する規則（昭和 4 1 年 1 2 月生駒市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1

10号)」に改め、「短時間勤務職員」の次に「及び生駒市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成19年12月生駒市条例第28号）第4条の規定により採用された職員」を加える。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。